

(趣旨)

第1条 この規程は、九州大学事務組織規則（平成16年度九大規則第70号）第27条の規定に基づき、部局の事務部の事務分掌を定めるものとする。

(人文社会科学系事務部)

第2条 総務課においては、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 人文科学府、地球社会統合科学府、人間環境学府、法学府、法務学府、経済学府、人文科学研究院、比較社会文化研究院、人間環境学研究院、法学研究院、経済学研究院、言語文化研究院、文学部、教育学部、法学部及び経済学部の所掌事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。
- (2) 教授会その他の会議に関すること。
- (3) 一般庶務に関すること。
- (4) 職員の採用、異動、服務、福利厚生等に関すること。
- (5) 労働安全衛生に関すること。
- (6) 共済組合等に関すること。
- (7) 研究力強化及び国際化の推進に関すること。
- (8) 学術奨励に関すること。
- (9) 研究倫理・実験倫理に関すること。
- (10) 実験用生物等に関すること。
- (11) R I 等に関すること。
- (12) 課の所掌事務に係る調査及び諸報告に関すること。
- (13) 前各号に掲げるもののほか、他の課の所掌に属しない事務を処理すること。

2 財務課においては、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 予算の経理に関すること。
- (2) 収入に関すること。
- (3) 職員の給与等の支給に関すること。
- (4) 物品の購入、保管及び出納に関すること。
- (5) 科学研究費、寄附金及び受託研究費の経理に関すること。
- (6) 課の所掌事務に係る調査及び諸報告に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、経理及び施設に関する事務を処理すること。

3 学務課においては、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 教育課程、授業及び試験に関すること。
- (2) 学生の修学指導及び学業成績に関すること。
- (3) 学生の身分の異動に関すること。
- (4) 学位に関すること。
- (5) 外国人留学生の受入に関すること。
- (6) 交換留学に関すること。
- (7) 聴講生、研究生、専修生等に関すること。
- (8) 入試業務に関すること。
- (9) 入学料及び授業料の免除等並びに奨学金に関すること。
- (10) 学生の保健その他厚生指導に関すること。

- (11) 課の所掌事務に係る調査及び諸報告に関すること。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、学務に関する事務を処理すること。

(理学部等事務部)

第3条 総務課においては、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 理学府、数理学府、システム生命科学府、マス・フォア・イノベーション関係学府、理学研究院、数理学研究院、理学部及びマス・フォア・インダストリ研究所の所掌事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。
- (2) 教授会その他の会議に関すること。
- (3) 将来構想、中期目標・中期計画及び自己点検・評価に関すること。
- (4) 産学連携推進に関すること。
- (5) 一般庶務に関すること。
- (6) 学術奨励に関すること。
- (7) 調査及び諸報告に関すること。
- (8) 職員の採用、異動、服務、福利厚生等に関すること。
- (9) 労働安全衛生に関すること。
- (10) 共済組合等に関すること。

2 財務課においては、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 予算の経理に関すること。
- (2) 職員の給与等の支給に関すること。
- (3) 物品の購入、保管及び出納に関すること。

3 教務課においては、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 教育課程、授業及び試験に関すること。
- (2) 学生の修学指導及び学業成績に関すること。
- (3) 学生の身分の異動に関すること。
- (4) 学位に関すること。
- (5) 聴講生、研究生、専修生等に関すること。
- (6) 学生の保健その他厚生補導に関すること。
- (7) 入学料及び授業料の免除等並びに奨学金に関すること。
- (8) マス・フォア・イノベーション卓越大学院プログラムに関すること。

(医系学部等事務部)

第4条 総務課においては、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 医学系学府、歯学府、薬学府、医学研究院、歯学研究院、薬学研究院、医学部、歯学部、薬学部及び生体防御医学研究所の所掌事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。
- (2) 教授会その他の会議に関すること。
- (3) 一般庶務に関すること。
- (4) 職員の採用、異動、服務、福利厚生等に関すること。
- (5) 解剖体に関すること。
- (6) 課の所掌事務に係る調査及び諸報告に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、他課の所掌に属しない事務を処理すること。

2 学術協力課においては、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 生命科学研究プロジェクトの構築に関すること。
- (2) 国際交流に関すること。
- (3) 教育・研究・診療活動の倫理審査に関すること。
- (4) 遺伝子組換え実験、研究用微生物、放射性同位元素、動物実験等に関すること。
- (5) 競争的資金のための情報の提供に関すること。
- (6) 科学研究費等の受入・申請に関すること。

- (7) 特許相談等の知的所有権に関すること。
- (8) 課の所掌事務に係る調査、統計及び諸報告に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、学術協力に関する事務を処理すること。

3 財務課においては、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 予算の経理に関すること。
- (2) 職員の給与等の支給に関すること。
- (3) 物品の購入、保管及び出納に関すること。
- (4) 科学研究費、寄附金及び受託研究費の経理に関すること。
- (5) 不動産等の管理に関すること。
- (6) 警備に関すること。
- (7) 設備等の保守に関すること。
- (8) 課の所掌事務に係る調査及び諸報告に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、経理及び施設に関する事務を処理すること。

4 学務課においては、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 教育課程、授業及び試験に関すること。
- (2) 学生の修学指導及び学業成績に関すること。
- (3) 学生の身分の異動に関すること。
- (4) 学位に関すること。
- (5) 聴講生、研究生、専修生等に関すること。
- (6) 学生の保健その他厚生補導に関すること。
- (7) 入学料及び授業料の免除等並びに奨学金に関すること。
- (8) 課の所掌事務に係る調査、統計及び諸報告に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、学務に関する事務を処理すること。

(病院事務部)

第5条 総務課においては、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 病院の所掌事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。
- (2) 一般庶務に関すること。
- (3) 病院の将来構想、中期目標・中期計画及び自己点検・評価に関すること。
- (4) 職員の採用、異動、服務、福利厚生等に関すること。
- (5) 職員の給与等の支給に関すること。
- (6) 共済組合に関すること。
- (7) 社会保険等に関すること。
- (8) 臨床教育研修センターの事務に関すること。
- (9) 課の所掌事務に係る調査及び諸報告に関すること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、他課の所掌に属しない事務を処理すること。

2 経営企画課においては、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 病院の会計監査に関すること。
- (2) 病院の予算・決算に関すること。
- (3) 病院経営に係る収入・支出の分析に関すること。
- (4) 課の所掌事務に係る調査及び諸報告に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、経営に関する事務を処理すること。

3 医療管理課においては、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 病院の医療関係法規に係る諸手続及び報告に関すること。
- (2) 病院の電子計算機システムに関すること。
- (3) 診療録管理に関すること。
- (4) 医療訴訟及び医事紛争の事務に関すること。

- (5) 医療安全管理に関すること。
- (6) 院内感染予防に関すること。
- (7) がん診療連携拠点病院に関すること。
- (8) がんゲノム医療中核拠点病院に関すること。
- (9) 課の所掌事務に係る調査及び諸報告に関すること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、医療管理に関する事務を処理すること。

4 研究支援課においては、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 産学連携に関すること。
- (2) 学術奨励に関すること。
- (3) 研究・診療活動の倫理審査に関すること。
- (4) 遺伝子組換え実験、研究用微生物、動物実験等に関すること。
- (5) 臨床研究中核拠点病院に関すること。
- (6) 課の所掌事務に係る調査及び諸報告に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、研究支援に関する事務を処理すること。

5 経理課においては、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 病院の物品の購入、保管及び出納に関すること。
- (2) 不動産等の管理に関すること。
- (3) 病院の警備に関すること。
- (4) 施設の整備計画に関すること。
- (5) 設備等の保守に関すること。
- (6) 病院の役務契約に関すること。
- (7) 構内の風致保持に関すること。
- (8) 課の所掌事務に係る調査及び諸報告に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、病院の経理及び施設に関する事務を処理すること。

6 患者サービス課においては、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 患者の受付及び会計処理に関すること。
- (2) 診療報酬請求明細書（レセプト）作成及び管理に関すること。
- (3) 医療保険等に係る診療費用の請求に関すること。
- (4) 病院収入に関すること。
- (5) 中央診療施設との連絡調整に関すること。
- (6) 地域医療機関及び社会福祉機関との連携協力に関すること。
- (7) 医療相談及び患者相談に関すること。
- (8) 医事会計の統計に関すること。
- (9) 病院の諸料金規程に関すること。
- (10) 先進医療に関すること。
- (11) 課の所掌事務に係る調査及び諸報告に関すること。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、患者サービスに関する事務を処理すること。

7 別府病院事務長は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 別府病院の所掌事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。
- (2) 一般庶務に関すること。
- (3) 職員の採用、異動、服務、福利厚生等に関すること。
- (4) 予算の経理に関すること。
- (5) 共済組合及び社会保険に関すること。
- (6) 職員の給与及び旅費の支給に関すること。
- (7) 物品の購入、保管及び出納に関すること。
- (8) 不動産等の管理に関すること。

- (9) 別府病院の警備に関すること。
 - (10) 患者の受付及び会計処理に関すること。
 - (11) 診療報酬請求明細書（レセプト）作成及び管理に関すること。
 - (12) 別府病院の諸料金に関すること。
 - (13) 別府病院の所掌事務に係る調査及び諸報告に関すること。
 - (14) 前各号に掲げるもののほか、別府病院に関する事務を処理すること。
- （工学部等事務部）

第6条 総務課においては、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 工学府、システム情報科学府、統合新領域学府、工学研究院、システム情報科学研究院及び工学部の所掌事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。
- (2) 教授会その他の会議に関すること。
- (3) 一般庶務に関すること。
- (4) 職員の採用、異動、服務、福利厚生等に関すること。
- (5) 課の所掌事務に係る調査及び諸報告に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、他課の所掌に属しない事務を処理すること。

2 学術研究支援課においては、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 科学研究費等の受入・申請に関すること。
- (2) 受託研究、共同研究、大型研究プロジェクト等の産学連携に関すること。
- (3) 研究倫理・実験倫理に関すること。
- (4) 遺伝子組換え実験、研究用微生物、動物実験等に関すること。
- (5) R I 管理、核燃料物質、国際規制物質、安全保障輸出管理等に関すること。
- (6) 外部資金（各種財団等の助成金を含む。）の情報提供に関すること。
- (7) 国際交流及び外国人研究者の受入に関すること。
- (8) 課の所掌事務に係る調査及び諸報告に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、学術研究の支援に関する事務を処理すること。

3 経理課においては、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 予算の経理に関すること。
- (2) 職員の給与等の支給に関すること。
- (3) 物品の購入、保管及び出納に関すること。
- (4) 科学研究費、寄附金及び受託研究費の経理に関すること。
- (5) 課の所掌事務に係る調査及び諸報告に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、経理に関する事務を処理すること。

4 教務課においては、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 教育課程、授業及び試験に関すること。
- (2) 学生の修学指導及び学業成績に関すること。
- (3) 学生の身分の異動に関すること。
- (4) 留学生及び学生の交換留学に関すること。
- (5) 学位に関すること。
- (6) 聴講生、研究生、専修生等に関すること。
- (7) 学生の保健その他厚生補導に関すること。
- (8) 入学料及び授業料の免除等並びに奨学金に関すること。
- (9) 課の所掌事務に係る調査及び諸報告に関すること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、教務に関する事務を処理すること。

（芸術工学部事務部）

第7条 総務課においては、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 芸術工学府、芸術工学研究院及び芸術工学部の所掌事務に関し、総括し、及び連絡調整す

ること。

- (2) 教授会その他の会議に関する事。
- (3) 一般庶務に関する事。
- (4) 将来計画に関する事。
- (5) 中期目標・中期計画及び自己点検・評価に関する事。
- (6) 学術奨励に関する事。
- (7) 産学連携推進に関する事。
- (8) 職員の採用、異動、服務、福利厚生等に関する事。
- (9) 労働安全衛生に関する事。
- (10) 共済組合に関する事。
- (11) 外部資金の受入に関する事。
- (12) 課の所掌事務に係る調査及び諸報告に関する事。
- (13) 前各号に掲げるもののほか、他課の所掌に属しない事務を処理すること。

2 財務課においては、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 予算の経理に関する事。
- (2) 職員の給与等の支給に関する事。
- (3) 収入に関する事。
- (4) 物品の購入、保管及び出納に関する事。
- (5) 大橋地区の警備に関する事。
- (6) 外部資金の経理に関する事。
- (7) 課の所掌事務に係る調査及び諸報告に関する事。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、経理及び施設に関する事務を処理すること

3 学務課においては、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 入学者選抜試験（学士課程に係る企画を除く。）に関する事。
- (2) 教育課程、授業及び試験に関する事。
- (3) 学生の修学指導及び学業成績に関する事。
- (4) 学生の身分の異動に関する事。
- (5) 留学生及び学生の交換留学に関する事。
- (6) 聴講生、研究生、専修生等に関する事。
- (7) 学位に関する事。
- (8) 学生の就職に関する事。
- (9) 学生の保健その他厚生補導に関する事。
- (10) 入学料及び授業料の免除等並びに奨学金に関する事。
- (11) 学生の賞罰に関する事。
- (12) 学生の課外活動に関する事。
- (13) 井尻寮に関する事。
- (14) 井尻交際交流会館に関し、連絡調整すること。
- (15) 課の所掌事務に係る調査及び諸報告に関する事。
- (16) 前各号に掲げるもののほか、学務に関する事務を処理すること。

（農学部等事務部）

第8条 総務課においては、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 生物資源環境科学府、農学研究院及び農学部の所掌事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。
- (2) 教授会その他の会議に関する事。
- (3) 将来構想、中期目標・中期計画及び自己点検・評価に関する事。
- (4) 産学連携推進に関する事。

- (5) 一般庶務に関すること。
- (6) 学術奨励に関すること。
- (7) 調査、統計及び諸報告に関すること。
- (8) 職員の採用、異動、服務、福利厚生等に関すること。
- (9) 労働安全衛生に関すること。
- (10) 課の所掌事務に係る調査及び諸報告に関すること。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、他課の所掌に属しない事務を処理すること。

2 財務課においては、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 予算の経理に関すること。
- (2) 職員の給与等の支給に関すること。
- (3) 物品の購入、保管及び出納に関すること。
- (4) 共済組合等に関すること。
- (5) 農学部附属農場に関すること。
- (6) 課の所掌事務に係る調査及び諸報告に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、経理に関する事務を処理すること。

3 学生課においては、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 教育課程、授業及び試験に関すること。
- (2) 学生の修学指導及び学業成績に関すること。
- (3) 学生の身分の異動に関すること。
- (4) 留学生及び学生の交換留学に関すること。
- (5) 学位に関すること。
- (6) 聴講生、研究生、専修生等に関すること。
- (7) 学生の保健その他厚生補導に関すること。
- (8) 入学料及び授業料の免除等並びに奨学金に関すること。
- (9) 課の所掌事務に係る調査及び諸報告に関すること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、学生に関する事務を処理すること。

4 農学部等事務部に農学部附属演習林に係る事務を処理する組織として、演習林事務室を置く。

5 農学部等事務部に置かれる課長補佐のうち前項の事務を所掌する者は、演習林事務室長と称する。

(筑紫地区事務部)

第9条 庶務課においては、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 総合理工学府、総合理工学研究院、応用力学研究所及び先導物質化学研究所の所掌事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。
- (2) 教授会その他の会議に関すること。
- (3) 一般庶務に関すること。
- (4) 学術奨励に関すること。
- (5) 職員の採用、異動、服務、福利厚生等に関すること。
- (6) 課の所掌事務に係る調査及び諸報告に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、他課の所掌に属しない事務を処理すること。

2 会計課においては、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 予算の経理に関すること。
- (2) 収入に関すること。
- (3) 職員の給与等の支給に関すること。
- (4) 物品の購入、保管及び出納に関すること。
- (5) 科学研究費、寄附金及び受託研究費の経理に関すること。
- (6) 不動産等の管理に関すること。

- (7) 筑紫地区の警備に関すること。
- (8) 設備等の保守に関すること。
- (9) 筑紫地区福利厚生施設等の管理に関すること。
- (10) 課の所掌事務に係る調査及び諸報告に関すること。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、経理及び施設に関する事務を処理すること。

3 教務課においては、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 教育課程、授業及び試験に関すること。
- (2) 学生の修学指導及び学業成績に関すること。
- (3) 学生の身分の異動に関すること。
- (4) 学位に関すること。
- (5) 聴講生、研究生等に関すること。
- (6) 学生の保健その他厚生補導に関すること。
- (7) 入学料及び授業料の免除等並びに奨学金に関すること。
- (8) 外国人留学生の受入に関すること。
- (9) 交換留学に関すること。
- (10) 課の所掌事務に係る調査及び諸報告に関すること。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、教務に関する事務を処理すること。

(附属図書館事務部)

第10条 図書館企画課においては、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 図書館の将来計画に関する企画調整に関すること。
- (2) 図書館の各種事業の企画・立案、分析・評価に関すること。
- (3) 図書館商議委員会その他の会議（分館運営委員会を除く。）に関すること。
- (4) 図書館職員の研修に関すること。
- (5) 図書館の広報活動に関すること。
- (6) 図書館に関する国内外の機関等との交流・連絡・調整・渉外に関すること。
- (7) 図書館の所掌事務に関し、連絡調整すること。
- (8) 図書館の庶務及び人事に係る事務に関すること。
- (9) 図書館の予算・決算等の財務に係る事務に関すること。
- (10) 物品の購入、保管及び出納に関すること。
- (11) 図書館の施設等の管理に関すること。
- (12) 課の所掌事務に係る調査及び諸報告に関すること。
- (13) 前各号に掲げるもののほか、他課の所掌に属しない事務を処理すること。

2 収書整理課においては、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 図書・雑誌の選定（理系図書館分を除く。）に関すること。
- (2) 図書・雑誌及び製本の契約、検収、支払及び予算管理に関すること。
- (3) 図書・雑誌の寄贈及び交換に関すること。
- (4) 図書の資産管理に関すること。
- (5) 図書・雑誌の目録情報の作成及び装備に関すること。
- (6) 図書・雑誌の目録情報データベースの構築・維持管理に関すること。
- (7) 課の所掌事務に係る調査及び諸報告に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、図書・雑誌の受入及び目録作成に関すること。

3 e リソース課においては、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 図書館業務システム全般及びウェブサービスに係る企画調整・管理・運用に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、各種学術情報に係るデータベース（目録情報データベースを除く。）の構築・維持管理に関すること。
- (3) 学内の研究成果等のメタデータの作成及び電子的保存・公開に関すること。

- (4) 貴重図書等の電子化、電子的保存及び公開に関すること。
 - (5) 電子資料の契約及び支払に関すること。
 - (6) 電子資料の利用環境の整備に関すること。
 - (7) 電子資料に係る予算・決算に関すること。
 - (8) 電子資料に関する学内外の連絡調整に関すること。
 - (9) 課の所掌事務に係る調査及び諸報告に関すること。
 - (10) 前各号に掲げるもののほか、電子資料の管理に関すること。
- 4 学術サポート課においては、次に掲げる事務を所掌する。
- (1) 図書館の情報リテラシー教育支援に係る講習会の企画調整に関すること。
 - (2) 図書館における職員と学生の協働による教育支援業務（以下「学生協働」という。）の企画調整に関すること。
 - (3) 学術情報資源を用いた研究支援に係る企画調整に関すること。
 - (4) 図書館が行う教育支援に係る図書館職員の人材育成に関すること。
 - (5) 課の所掌事務に係る調査及び諸報告に関すること。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、図書館の学習支援、教育支援及び研究支援に関する企画調整に関すること。
- 5 利用者サービス課においては、次に掲げる事務を所掌する。
- (1) 図書館の利用者サービス及び利用促進方策の企画・立案に関すること。
 - (2) 中央図書館及び理系図書館の利用案内に関すること。
 - (3) 中央図書館及び理系図書館の図書・雑誌等の閲覧、貸出及び保管に関すること。
 - (4) 中央図書館及び理系図書館の閲覧室及び書庫等の利用に関すること。
 - (5) 中央図書館及び理系図書館におけるレファレンスサービスに関すること。
 - (6) 中央図書館及び理系図書館における国内外の機関等との図書館資料の相互利用に関すること。
 - (7) 貴重書等の翻刻・掲載出版に関すること。
 - (8) 図書館の文献の複写に関すること。
 - (9) 理系図書館の図書・雑誌の選定に関すること。
 - (10) 理系図書館運営委員会に関すること。
 - (11) 理系図書館における学習支援、教育支援、研究支援及び学生協働に関すること。
 - (12) 課の所掌事務に係る調査及び諸報告に関すること。
- 6 前項の利用者サービス課に、利用者サービスに関する事務を処理するため、中央図書館及び理系図書館に図書館専門員を置く。
- 7 図書館DX支援室においては、次に掲げる事務を所掌する。
- (1) 研究データの公開支援に関すること。
 - (2) 研究データの情報リテラシー教育支援に関すること。
 - (3) 室の所掌事務に係る調査及び諸報告に関すること。
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、データ駆動イノベーション推進本部（DX推進本部）研究データ管理支援部門オープンサイエンス推進ユニット及び次世代オープンエデュケーション部門に関する事務を処理すること。
- 8 前項の図書館DX支援室に、研究データ管理に関する事務を処理するため、図書館専門員を置く。
- 第11条 附属図書館事務部に分館の業務主任として、医学図書館業務主任、芸術工学図書館業務主任及び筑紫図書館業務主任を置く。
- 2 分館の業務主任は、分館長の命を受け、図書館事務部長の統轄のもとに当該分館の事務を掌理する。
- （部局の事務部に置く係等の事務分掌）

第12条 部局の事務部に置く係等の事務分掌は、当該事務部の事務部長又は事務長が定めるものとする。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年度九大規程第25号）

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成18年度九大規程第22号）

この規程は、平成18年6月1日から施行する。

附 則（平成18年度九大規程第142号）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年度九大規程第71号）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年度九大規程第15号）

この規程は、平成20年7月1日から施行する。

附 則（平成20年度九大規程第117号）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年度九大規程第50号）

この規程は、平成21年10月1日から施行する。

附 則（平成21年度九大規程第114号）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年度九大規程第99号）

この規程は、平成22年12月1日から施行する。

附 則（平成22年度九大規程第175号）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年度九大規程第41号）

この規程は、平成24年10月1日から施行する。

附 則（平成24年度九大規程第131号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年度九大規程第166号）

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

2 この規程の施行の日から比較社会文化学府に在学する者が在学しなくなるまでの間におけるこの規程による改正後の九州大学部局事務部事務分掌規程第6条第1号の規定の適用については、同号中「地球社会統合科学府」とあるのは、「地球社会統合科学府、比較社会文化学府」とする。

附 則（平成26年度九大規程第29号）

この規程は、平成26年9月24日から施行する。

附 則（平成26年度九大規程第202号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年度九大規程第19号）

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（平成27年度九大規程第84号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年度九大規程第121号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年度九大規程第116号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年度九大規程第53号）
この規程は、平成30年10月1日から施行する。

附 則（平成30年度九大規程第75号）
この規程は、平成30年12月12日から施行する。

附 則（平成30年度九大規程第147号）
この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年度九大規程第165号）
この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年度九大規程第92号）
この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年度九大規程第150号）
この規程は、令和4年4月1日から施行する。